

那珂市議会総務生活常任委員会記録

開催日時 令和元年6月12日(水)午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 萩谷 俊行 副委員長 勝村 晃夫

委員 君嶋 寿男 委員 綿引 孝光

委員 笹島 猛 委員 助川 則夫

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺山 修一 次 長 飛田 良則

次長補佐 小田部 信人

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐職以上と発言者)

副市長 宮本 俊美 行財政改革推進室長 平松 良一

行財政改革推進室長補佐 稲田 政徳 企画部長 大森 信之

政策企画課長 益子 学 政策企画課長補佐 篠原 広明

総務部長 加藤 裕一 総務課長 渡邊 荘一

総務課長補佐 飛田 建 財政課長 茅根 政雄

財政課長補佐 石井 宇史 税務課長 柴田 秀隆

税務課長補佐 武藤 隆 市民生活部長 桧山 達男

市民協働課長 玉川 一雄 市民協働課長補佐 田口 裕二

環境課長 関 雄二 環境課長補佐 萩野谷 真

農政課長 平野 敦史 消防長 山田 三雄

消防本部予防課長 元木 利光 消防本部警防課長 小田部 茂生

会議に付した事件

- (1) 議案第35号 専決処分について(那珂市税条例等の一部を改正する条例)

…原案のとおり承認すべきもの

- (2) 議案第36号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)

…原案のとおり承認すべきもの

- (3) 議案第38号 那珂市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (4) 議案第39号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (5) 議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部

を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (6) 議案第41号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (7) 議案第42号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (8) 議案第44号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (9) 議案第46号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第1号）

…原案のとおり可決すべきもの

- (10) 議案第49号 物品売買契約の締結について

…原案のとおり可決すべきもの

- (11) 使用料・手数料等の見直しについて

…執行部より報告あり

- (12) 第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針について

…執行部より報告あり

- (13) その他

・太陽光発電施設設置時の指導等について

…執行部より説明を受け、その後意見交換を行った

・「議員と語ろう会」のテーマと役割分担について

…協議を行い、テーマと役割分担について決定

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 皆さん、おはようございます。きょうは総務生活常任委員会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。きょうは、皆さんにお願いしたいのは、ちょうどお昼ころに終わるかもしれない、場合によってはちょっと超えるかもしれないということなので、続けてやらせていただきたいと思います。ご了解をどうぞよろしく願いたいと思います。それでは座って進めたいと思います。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席者はございません。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

本日は総務生活常任委員会への出席ご苦労さまです。きょうから常任委員会での審議ということで、4日間続きますけれども、その初めということで、総務生活常任委員会、議案10件、その他4件の審議がありますので、慎重なるご審議をお願いいたします。

また、昨日、全国市議会議長会の定期総会がありまして、本市におきましても勝村議員が10年以上の議員ということで表彰を受けてまいりました。まことにめでとうございます。これからはますますのご活躍をご祈念申し上げまして、本日の挨拶にかえさせていただきます。ご苦労さまです。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は総務生活常任委員会のご出席、大変お疲れさまでございます。執行部からは本日議案10件、そのほか報告、協議案件3件でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

初めに、議案第38号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

総務課長 総務課でございます。課長ほか3名の職員が出席しております。よろしく申し上げます。

それでは、議案書の51ページをお開きいただきたいと思います。

議案第38号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月4日提出、那珂市長、先崎光でございます。

提案理由でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が令和元年5月15日に公布、同日から施行されたことに伴いまして、選挙長

等の費用弁償額が増額するために、今回の法律改正に準じまして条例を改正し、公布の日から施行するものでございます。

その次のページが改正条文となります。その次のページが新旧対照表ということになります。その次の54ページでございます。条例の概要についてご説明いたします。

今国会におきまして、先ほど言いましたその国会議員の選挙等の執行経費に関する基準が変更されたことに伴いまして、それに伴って那珂市の投票管理者等の報酬を変更するものです。これは、国の基準に合わせて那珂市の報酬等も、それに合わせて改正するというものでございます。投票所の投票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票管理者、期日前投票所の投票立会人、開票管理者、開票立会人、選挙長、選挙立会人、それぞれの報酬について100円から200円を引き上げるものでございます。これについては公布の日から施行するというものでございまして、今後行われます参議院選挙から適用というふうになるようになっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

助川委員 今年10月に一応消費税の2%アップが予定されていますけれども、それに伴っての前倒しのようなことなんですか、今回に関しては。

総務課長 そこまでについてはちょっと理由は定かではないんですけれども、やはり社会情勢、給与とか、そういう部分の上昇等に合わせて引き上げられたのかなというふうに感じております。

それから、今後10月に消費税が増額になりまして、それがこの報酬等が増額になるかというのは、その増額になる場合は国でもこの法律を改正して多分増額になると思いますので、そのようなことになれば、それに合わせて当市の条例も改正をしていきたいと思いますが、今のところ改正の予定というか、その情報というのは特にありません。

委員長 助川委員、よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第39号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

総務課長 それでは、議案書の55ページをお開きいただきたいと思います。議案第39号でございます。

那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。

那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月4日提出、那珂市長でございます。

提案理由でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律が平成29年6月21日に公布され、平成31年3月1日から施行されました。これに伴いまして、市長選挙だけでなく市議会議員選挙においても、候補者が選挙管理委員会に届け出た2種類以内の選挙運動用のビラを頒布することができるようになりました。このビラの作成については、条例に定めるところにより公費で負担することができるため、条例を改正しまして、公布の日から施行することとして、ビラについてを公費で負担するというところでございます。

改正内容としては、選挙運動用のビラ1枚当たりの作成単価の公費負担を7円51銭というふうにするものでございます。内容につきましては、その後ろに改正条文がついております。58ページから新旧対照表ということになります。

それで、61ページに条例の改正の概要がございますので、こちらでご説明をさせていただきます。

まず、題名について、選挙運動用のビラも公費負担になるために題名を改正したものでございます。それから第7条でございます。この第7条で選挙運動用のビラの作成の1枚当たりの作成単価の公費負担を7円51銭というふうに定めたものでございます。そのほかは、この7条が入ったために条のずれをするものでございます。

あと、補足いたしますと、この選挙運動用のビラでございますが、議員の選挙のときに市議会議員については1人当たり4,000枚まで頒布できるということになります。頒布できるものの内容といたしましては、サイズとしてはA4の大きさの範囲内ということで、その2種類まで一応頒布することができます。それらについては選挙管理委員会に届けた上で、4,000枚の証紙のほうを選挙管理委員会のほうで発行いたしますので、配布する際にはその選挙管理委員会のほうで、配布するその証紙を全部その頒布するものに、ビラに張りつけて配布していただくということになります。それに対しての4,000枚の7円51銭ですので、大体約3万円程度までが公費負担するというところでございます。それを超えた、ビラでございますが、印刷経費がそれを超えた場合にはご自身の負担ということになるということでございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

何か質疑ございませんか。

君嶋委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、そのビラというのは、ポスターはもうポスターで決まっていますけれども、ビラというのは自分のPRする法定ビラというか、そういう形でのよいですか。

総務課長 そうでございます。ただし、ビラというので、どこでも配っていいというものではなくて、その選挙運動の期間中に立会演説会であるとか、あとはどこかの会場で後援会の方の会合であるとか、あと街頭演説したときにその場にきた人に配布するとか、配布の仕方もある程度制限がございますので、それについては詳しく後で選挙管理委員会のほうにお問い合わせをしていただければと思いますが、基本的には戸別訪問で配付はだめなので、何かの会合の皆さんが集まったときに配るとというのが基本的な原則です。

君嶋委員 証紙を貼っていなければこれは違反ですもんね。実際、選挙違反になっちゃうんですから、その4,000枚までが認められた証紙を貼ってのものということですから、それ以上はいくら自分で実費で出してもいいですということじゃないですよ。もう実際それをつくって配ったら違反になっちゃうわけですから、4,000枚以内ということで理解をしておかないとだめですもんね、実際ね。

総務課長 一応、公職選挙法では文書、図画の配付ということで、それは基本的に禁止になっておりますので、その4,000枚以内で配っていただければ公職選挙法の範囲内ということになります。

君嶋委員 わかりました。

委員長 そのほか、ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時14分)

再開(午前10時15分)

委員長 再開いたします。

議案第46号 令和元年度那珂市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

財政課より説明を願います。

財政課長 財政課長の茅根です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一般会計補正予算1ページをごらんください。

議案第46号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正になります。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、総合戦略策定事業、総額594万円、令和元年度230万円、令和2年度364万円です。

7ページをお願いいたします。

歳入になります。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税332万1,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,111万9,000円。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1項総務費国庫補助金239万1,000円、2目民生費国庫補助金7,099万7,000円、3目衛生費国庫補助金610万7,000円。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金556万円。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金121万2,000円。

8ページをお願いいたします。

2目民生費県補助金、195万1,000円。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金3万1,000円。

18款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金5,896万2,000円。

20款諸収入、4項雑入、4目雑入190万円。

12款市債、1項市債、3目土木費1億1,150万円。

9ページになります。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費101万円、5目財産管理費6,260万6,000円、6目企画費413万2,000円、7目コミュニティー費190万円、13目財政調整基金費332万1,000円。

10ページをお願いいたします。中段になります。

2款総務費、4項選挙費、3目参議院議員通常選挙費3万1,000円。4目那珂市議会議員一般選挙費83万4,000円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

笹島委員 この歳入の森林環境譲与税とは何でしたか。

農政課長 農政課でございます。

ご説明申し上げます。座って失礼いたします。

国が昨年5月に森林の経営に関する法律、森林経営管理法を制定いたしました。その趣旨を若干かいつまんで申し上げますと、経営できる森林、国土のほうの6割以上を占める森林経営の正常化というものを目的とした財源として、市町村並びに都道府県、国がその原資となるお金というものを配分するというので、市町村のほうに配分される譲与税ということになります。

以上です。

笹島委員 じゃ、これはあれですか、毎年好きなようにこの森林環境にかかわるものだったら使っていいということで、毎年これからこの金額が貰えるんですか、これは。

農政課長 こちらについては、今年をはじめとして毎年交付されるお金でございますけれども、配分金額については、今後、若干、森林の面積、就労人数、人口等で若干の変動がございます。

以上です。

笹島委員 じゃ、今度歳出の件なんですけれども、財産管理費のほうで、この廃棄物処理と家屋解体工事というのは、これどういうあれですか、ちょっと教えてくださいか。

財政課長 まず、解体工事でございますが、こちらにつきましては上菅谷のシルバー人材センターの解体工事になります。廃棄物処理に関しましては、解体後に地中埋設物の確認をいたしまして、もし地中埋設物が出た場合についての処理費でございます。

以上でございます。

笹島委員 じゃ、これはこれからあれですね、入札してあれするか、これ予定ですよ。

財政課長 そのとおりでございます。

笹島委員 はい、わかりました。

助川委員 先ほども出ましたけれども、森林環境譲与税の件なんですけれども、歳入に関しての積算の根拠はどういうふうになっているんですか。それから、茨城県内ではどのぐらいの金額が来られて、多分、山林の多い大子町とか常陸太田市とか常陸大宮市あたりは大きな金額になってこられると思うんですけども、その辺の情報はわかっていますかね。

農政課長 こちらにつきましては、森林割が50%、その市町村の就労人口割が20%、そして市の人口割30%という形で計算がされます。もちろん県並びに市町村というところで、8対2から始まると思いましたが、割合に応じて配分がされます。

森林面積が多い県北地区、常陸太田市、常陸大宮市、大子町あたりの金額につきましては、桁のほうで1つ上の金額のほうの配分があるというふうに承知しております。

以上です。

助川委員 茨城県内ではどのぐらいの金額なんですか、総額。

財政課長 申しわけありません。先ほど農政課長が申しましたとおりに、国税としまして市民税のところに1,000円プラス課税されまして、それらが全体の総額の9割に相当する分の10分の5が私有林、10分の2が林業就業、あと10分の3が人口でございます、総資産がまだ出てございませんので、総額につきましては、茨城県全体としては、申しわけございません、算出してはございません。

以上でございます。

副委員長 今の森林湖沼環境税なんだけれどもね、今、茨城県ではもう既に、ずっともう10年くらいになるのかな。それと、これは国のほうだろうからダブることになるの、2つ。

財政課長 はい、委員がおっしゃるとおりに、前に森林湖沼環境税につきましては県税として徴収しておりまして、今回新たに国税としてまた1,000円課税されることとなります。

以上でございます。

副委員長 それで、あとこの使い方けれども、森林、何かはっきりまだしていないみたいだけれども、那珂市の場合はこれを使える人はいるのかな。

農政課長 こちらの対象となるのが、私有林、いわゆる民有林かつ経営に見合う、いわゆる商業林として利用できる場所の整備というものを優先するというようになっておりまして、那珂市といいますか、このかわい、県央農林事務所管内でいいますと、そのような森林があるところは笠間市、城里町程度というふうな、県全体として見た場合、そういう商業に見合うのはそういうところだろうというのが今言われておりますけれども、今後この税を利用して調査が行われる、それによって全体の把握が図られれば、内容のほうははっきりしてくるというふうに考えております。

以上です。

助川委員 関連なんですけれども、これに関しては、歳出は基金に積み立てということですが、当然、今年度は332万円ですから使える金額は限定されてくると思うんですけれども、当面市のほうで今後予定される事業ということになるとどういったものが考えられるのか、それをするためにどのぐらいの調整基金として、これは別枠という形で積み立てをしておいて、調整基金の中で森林に関する保全の関係、ほか環境の維持等も含めてそういったものに専用を使うということで区分しておくんでしょうか。

あと、また市民のほうからの徴収、森林環境譲与税というのかな、それはいつからでしたか。

財政課長 資金面から、財政面から、私のほうから申し上げます。

ご指摘のとおり、こちらにつきましては、森林環境譲与税としていただきましたお金につきましては基金に積み立てて、その後の事業に充てるということになっております。また、その事業につきましては、今後、農政課のほうで精査されると思います。

あと、課税につきましては、森林環境譲与税につきましては平成31年度から施行ですが、課税につきましては令和6年からになります。

以上でございます。

助川委員 市民からの課税は5年後ということで、前倒しで自治体のほうには森林環境譲与税ということで来るんだけれども、これは、そうするとほかには回さないで、基金はこの事業に関してのみ使うというような方向で計画されているんですかね。

農政課長 国のほうで、この森林環境譲与税、森林について使うということで、趣旨としては森林所有者へのまずは意向調査、こちらのほうが先行されて、その状況の把握において改めて方針等の

検討がされるということになります。もちろん金額的なところから考えますと、複数年度基金を積立して、調査のほうに当たるところにまず資金を充てるという考えが今後有力視されてくるのかなというふうに考えております。

以上です。

笹島委員 今、ちょっと確認しますが、森林環境譲与税というのは5年後から我々市民が徴収されるということ1点の確認と、あと茨城県でも森林湖沼環境税と個人が1,000円取られているよね。そうするといろんな面での施策がダブっているあれだけども、県のほうはこれをやめるとかなんかは、あれ平成何年でしたか、平成25年かなんかにまた取り始まったんだよね、平成二十八、九年かね、それをやめるとかなんかという考えは聞いているのかな、そういうあれというのは。

農政課長 幾つか出席した会議の中で質疑はございましたけれども、まだ、そちらについては明らかにされておりません。

以上です。

笹島委員 ということは、県のほうは森林湖沼環境税というのは市町村が要望があったところに交付していくという形をとっていくのか、今言った森林環境譲与税というのは市のほうで、先ほど言っていた基金としてためて自由にそれは使っていくと、我々が払った分です、これから払う分ですけれどもね、そういう面でこういうふうに明確に分かれているのかな、それは。

農政課長 今回の森林環境譲与税は、森林、いわゆる森のほう、木のほうメインになります。現在、茨城県のほうで賦課している森林湖沼環境税といいますのは、水辺も含めた水環境も含めたものに充てられておりますので、また目的についても、経営森林、いわゆる商業的に経営が見合うものというものを市場として経済的に回していけるようにという、目的のほうがかなりこの森林環境譲与税のほうで区切られているというふうに解釈しております。

以上です。

君嶋委員 私のほうは、7ページの県補助金、わくわく茨城移住支援金、これについてはどのように使われるのかという点と、もう一つが、9ページの先ほど笹島委員からも話がありました財産管理事務費の中の廃棄物処理、これについては、先ほどの説明ではシルバー人材センターの解体の時に埋蔵物があった場合ということですが、これは調査をこれからする、なかった場合にはこれはもうカットされるということで、その辺について2点お伺いします。

政策企画課長 まず、わくわく茨城移住支援金の関係でございます。歳入が書いてありますけれども、9ページのほうの真ん中あたりに歳出としても計上してございます。

このわくわく茨城移住支援金につきましては、国が作り出した移住支援の事業スキームに県と市が連携をする形で行うものでございまして、東京圏への過度な一極集中の是正と地域の中小企業における人手不足の解消を目的としているものでございます。

具体的には、東京23区に直近で5年以上在住している方が那珂市に移住をしまして、県の認定を受けた中小企業等に就職した場合に移住支援金が支給されるものでございます。世帯での移住

の場合には100万円、単身での移住の場合は60万円が支給されるものでございます。

財政負担の割合としましては、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を負担するものでございまして、今回の予算としましては、世帯での移住が1世帯分の100万円と単身での移住1人分の60万円の配分を県のほうから受けているということで、歳入のほうは国のほうの2分の1と県の4分の1の分が歳入として組んでいるということでございます。

財政課長 財産管理事務費のほうですが、廃棄物処理の委託費につきましては、まずシルバー人材センターを壊した後に、その地下の埋設物を調査するものでございますので、まだ出るものとも決まっています。まだ執行しておりませんので、壊した後にやるものでございます。

以上でございます。

君嶋委員 そしたら、まだわからないものに予算組んでいるんですか、これ。実際出てきてから予算、こういうことがあったという説明があればわかりますけれども、埋設物がある想定をした感じでこの予算補正を上げてきたということは、もう調査もしないうちに上げてくるの。普通はこういうわけで工事をやって出てきたからこういうことを補正でという説明ならわかりますけれども、前もってこういう予算組むというのはあり得るんですか。

財政課長 今回の上菅谷につきましては、上菅谷の区画整理事業におきまして地下のほうから埋設物が出た実績がございますので、その実績を鑑みまして補正を組みました。今後につきましては、場合によりましては、その土地を売却する場合には、事前に予算を計上することも考えております。

以上でございます。

君嶋委員 それならそういう説明をしていただきたいと思いますね。前回の瓜連のサーボ跡地なんかも、相手に渡してから、売ってから埋設物が出て、いろいろ処理費というのがかかってきたという話をしているぐらいなんだから、もうそういうのわかっているんならば、そういう、事前に駐車場のほうで出たという話も、先ほどちょっと入れてもらえれば納得したんですけども、その辺をちょっと説明不足かなと思ったので。了解しました。

委員長 じゃ、なければ。そのほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時36分）

再開（午前10時37分）

委員長 再開いたします。

議案第49号 物品売買契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

財政課長 財政課です。引き続き関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案書93ページをお願いいたします。

議案第49号 物品売買契約の締結についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、東消防署配備の消防ポンプ自動車の更新に係る物品売買契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしまして、契約の目的、水槽付消防ポンプ車、契約の方法、指名競争入札による契約、契約の金額、5,870万9,472円、契約の相手方、石岡市国府5丁目2番25号、有限会社鈴機代表取締役鈴木直人でございます。

次のページをお願いいたします。

物品の概要でございます。仕様シャシ、5.5トン級消防車専用車シャシ（ダブルキャビンオーバー型）、シャシ寸法、全長7,400ミリ以下、全幅2,400ミリ以下、全高3,200ミリ以下、エンジン形式、ディーゼルエンジン、排気量5,000cc以上でございます。乗車定員6名、ポンプ装置一式でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

何が質疑ございませんか。

君嶋委員 ポンプ車、新しくするのは結構なんですけれども、この入札の中で、車種、車、5.5トンの消防車という、何の車なんですか、どこのメーカーですか。そういうのは一切書いてないので、この点についてちょっとお聞きしたいんですけれども。

消防本部警防課長 お答え申し上げます。

車種に関しましては日野の車種になります。ポンプメーカーは森田ポンプでございます。

以上でございます。

君嶋委員 じゃ、今までと変わりなくポンプなんかは森田とか何かいろいろメーカーがあるところにお願いをするという、ただ、この会社はそれを受け取る、契約した会社ということでよろしいんですね。

消防本部警防課長 そのとおりでございます。

笹島委員 指名競争入札というんですけれども、これは指名して、特殊なものだから指名競争入札ということで、契約相手、ちょっと余り聞いたことないんですけれども、これどういう会社なんですか。石岡市にあるみたいだと書いてあるんですけれども。

消防本部警防課長 石岡市にあります有限会社鈴機でございますが、県内でも多くの消防ポンプ車両に関係している会社でございます。

以上でございます。

笹島委員 何をやっているのかな。これは先ほど言っていた車種は日野というところで、車屋でいえばどういう性格のものなんですか。

消防本部警防課長 お答えいたします。

この鈴機でございますが、森田ポンプの会社の茨城県の代理店になっているような業者でございます。

以上でございます。

笹島委員 要するに森田ポンプ、日野と自動車があつて、それから森田ポンプが改造して、それでこの石岡市のある鈴機というのが、県内でここしか扱っていないということですか。そうすると間屋みたいになるのかな、その。

消防本部警防課長 お答えいたします。

今回、指名業者9社でやったんですけれども、他社も森田ポンプ、ほかのポンプメーカーを取り扱っている会社でございます。

以上でございます。

委員長 笹島委員。

笹島委員 そうすると、その9社が全部日野の車種で、森田に消防車を改造して、それが全部森田のあれになっているわけですか、9社とも。

消防本部警防課長 お答えいたします。

全部が全部森田ポンプではございません。ほかにも小池ポンプ、市原ポンプ、長野ポンプとございます。

以上でございます。

笹島委員 これ、契約した根拠は何なんですか。

財政課長 今回の契約でございますが、今回のポンプ自動車につきましては、先ほど申しましたとおりに基本的な車種と基本的なポンプの仕様書によりまして、それ以上か、同等以上のものを納入していただくという形になります。消防車につきましては受注生産になりますので、入札をして受注を受けた後に、その仕様書以上のものの製品を納めていただくような形になります。今回につきましてはこの会社が一番安い値段で入札を落としたということでございます。

以上でございます。

笹島委員 そうすると、9社の中で森田がこの中で何社かわかりませんが、ほとんど森田が扱っていますよね、消防車云々はね、それで、その中で値段が9社の中で安かったという意味ですか、これは。

財政課長 そのとおりでございます。

笹島委員 はい、わかりました。

委員長 そのほか、ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時45分)

再開(午前10時45分)

委員長 再開します。

続きまして、議案第44号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

消防本部予防課長 消防本部予防課長の元木です。ほか1名が出席しております。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは説明します。議案書85ページをごらんください。

議案第44号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

提案理由といたしまして、不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成30年5月30日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成31年2月28日にそれぞれ公布されたことに伴い改正を行うものです。

議案書86ページ是那珂市火災予防条例の一部改正条文です。同じく87ページ、88ページは新旧対照表でございます。

議案書の89ページをごらんください。

改正概要についてご説明いたします。改正理由は提案理由と同じでございます。第16条の避雷設備について、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めます。

次に、第29条の5、第1号の「作動時間を60秒以内」を「種別が1種」に改めます。

続きまして、第29条の5、第6号として、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、住宅用防災警報器の設置免除が可能である旨の規定を追加いたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。ただし、16条第1項の改正規定については令和元年7月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

助川委員 29条の5、第1号の設置の免除のところで、「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改めるとなっていますけれども、これは作動時間は60秒以内よりも減っているんですか、それとも同じなんですか。

消防本部予防課長 お答えします。

「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」にしますと、現在の時間プラス熱風及び煙の早さを感知して作動するように規格が改まりました。

以上でございます。

助川委員 そうしますと早くなるということですか、感知が。60秒以内よりも。

委員長 課長。

消防本部予防課長 お答えします。

時間と煙によって早く感知することになります。

以上でございます。

助川委員 だから、60秒以内よりも短くなるということ、感知は。

消防本部予防課長 そのとおりです。45秒になると思います。

以上です。

委員長 そのほか、ございませんか。

副委員長 大変、失礼かなと思うんだけど、これ。那珂市火災予防条例、これは。議案第44号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例の次が那珂市火災条例となっているんだけど。

消防本部予防課長 お答えします。

那珂市火災予防条例の誤りでございます。

以上でございます。

委員長 ほか、ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時50分）

再開（午前10時51分）

委員長 再開いたします。

行財政改革推進室が出席しました。

常任委員会協議報告案件となっております。

使用料・手数料等の見直しについて執行部より説明を求めます。

行財政改革推進室長 行財政改革推進室長の平松でございます。ほか2名の職員が出席しております。

よろしく願いいたします。

それでは、常任委員会の資料の1ページになります。

使用料・手数料等の見直しについてをごらんいただきたいと思えます。

今年度におきまして、使用料と手数料の見直しを進めてまいりますので、今後のスケジュールをお示しするとともに、方針の説明をさせていただくものでございます。

まず、初めに1の改正の背景と目的について説明をさせていただきます。

公共施設の使用や各種行政サービス等を提供する際には、市は一定の使用料と手数料を徴収しております。その多くが平成20年度以降据え置きとなっております。昨今の社会経済情勢などの変化や公共施設を利用する方と利用しない方との負担の均衡などの観点から、料金の見直しが必要になってきてございます。そこで、平成30年度に策定いたしました第4次那珂市行財政改革大綱におきまして、消費税率が10%に引き上げられる時期に合わせて各種使用料・手数料等の見直しを実施するというふうにしてございます。

なお、平成31年4月に総務省より消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料、利用料金等の対応についてという通知がございまして、その中で公の施設の使用料について消費税率の引き上げに伴い消費税が円滑かつ適正に転嫁されるように、使用料等の改正に係る措置を講ずるよう求められてございます。

次に、2番、検討の状況になります。平成30年12月に使用料と手数料等の見直しを積算するための基礎資料といたしまして、各課室に対しまして現況調書の提出を求めてございます。平成31年3月には第4次那珂市行財政改革大綱を策定いたしまして、この中で使用料と手数料の見直しを位置づけさせていただいております。3月から5月にかけて、使用料・手数料等の改正に係る方針について副市長を代表幹事とし、課長で構成される行財政改革推進本部の幹事会、また、市長を本部長とし、庁議メンバーで構成されます行財政改革推進本部会議、また、学識経験者の方に入っていただきまして、市民の関係団体の代表で構成されます行政改革の懇談会で検討を行ってまいりました。

続きまして、3の新料金の算定の考え方になります。使用料・手数料等の設定につきましては、行政サービスについての必要性を考慮しつつ使用する方としない方の負担の公平性とか公正性を確保するために、一定の基準が必要になります。そこで、法令とかほかの基準などによって料金や算定方法が定められているものを除いた使用料・手数料について、受益者負担の原則に基づき

まして使用料・手数料の見直しを統一的な基準のもとに改定をしていきたいというふうに考えてございます。

具体的には、料金算定の基礎となります統一的な計算方式による料金の原価を出します。次に、施設や行政サービスの性質別に分類をしまして、その負担の割合を出します。また、利用者負担の急激な変化を緩和するために上限の改定率を設けます。また、近隣の自治体との類似施設等につきましての料金の比較なども行ってまいります。これらをもとに積算をしていきたいというふうに考えてございます。

なお、改正の時期なんですが、消費税率が10%に引き上げられる時期に合わせて実施するということとしてございますので、もし、万が一消費税率の引き上げが延期になった場合については、手数料と使用料の今回の見直しも延期をさせていただくということで考えてございます。

4番の今後のスケジュールになります。今後のスケジュールでは、令和元年6月から8月にかけて使用料と手数料等の改正に関する条例案について、先ほども検討してまいりました行財政改革推進本部会議や幹事会、また、行財政改革懇談会において協議を行ってまいりたいと考えております。

また、9月の市議会の定例会に改正の条例案を提出させていただきまして、可決させていただいた場合には、その後令和2年4月1日の改正に向けて周知を図っていきたいというふうに考えてございます。

説明につきましては以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

笹島委員 これ、これからやるんでしょうけれども、どんなものがやっぱり予定しているのかな、この値上げの部分というのは。

行財政改革推進室長 まず、使用料につきましては、ふれあいセンターとか、あとは中央公民館とか総合公園などが該当するのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

笹島委員 それだけ。

行財政改革推進室長 主なものとしてということでそれになりまして、そのほかに今言いましたふれあいセンター、総合公園、あとは中央公民館、あと場合によって農産工房の一部、会議室の使用料等もございまして、使用料についてはそういったものになるかと思えます。そのほかに、手数料の関係も出てまいりますので、そちらの部分もまた別に、例えば住民票であるとか、そういったもの手数料の改正もあわせて積算していこうというふうに考えておるところです。

以上でございます。

笹島委員 手数料、一番響くあれだから、ほとんどの市民が取りに来ますから、周りの市町村見ながら横並びでやるんでしょう。

行財政改革推進室長 今、ご意見いただきましたけれども、当然、近隣の市町村の状況は把握をさせ

ていただいて、その比較は行います。ただ、横並びということに必ずなるかどうかというのは出てきます。というのは、先ほど言いましたように料金原価ということで、実際かかっている経費がいくらになるかということをもまず現時点で積算をさせていただきまして、その金額から、実際例えばその施設の場合でありますと、実際のその面積、1平米当たりいくらの単価になるかによりまして、そこに実際の面積を掛けて、そこにまた利用できる時間帯を掛けて、またそこに、言いましたように、それで積算した金額に対して、また先ほど言われました近隣の市町村もそうなんですけれども、激変緩和ということで、大幅に、極端に金額が上がった場合には、市民の方に大変ご迷惑をかけることがありますので、そういった改定率の中で、そのパーセンテージの中で調整をするということも入ってきますので、そういったものも、いろんなものも積み上げていく中で、当然、近隣の市町村との比較もさせていただきながら、金額を出していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

助川委員 関連ですけれども、手数料等に関して、当然2%のアップの増税ですから、1円単位の金額が出てくる可能性もありますよね。そうしますと、窓口での対応、現金の対応等、大変な状況になるような感じもするんですけれども、その辺のところは、値上げにこう、それにプラスされて、さらに10円単位にしてしまうとかというようなことのできるだけないような形のご配慮をいただければというふうに感じるんですけれども、その辺のところの考えは、どうお考えされていますか。

行財政改革推進室長 今、言われましたように、考え方は多分あると思います。というのは、今ご指摘ありましたように、今回は消費税率が上がるから消費税率の上昇したその2%分だけを当然換価すればいいだろうという考え方、当然でございます。今回私どもが考えているやり方につきましては、実は先ほどの説明の中で申し上げましたように、もう10年以上料金の見直しを全然してきてございません。ということは、実際かかっている費用が施設によってはもっとかかっている施設もありますし、これまで施設の運営の中で努力をされて、例えば電気料などを安いところに切りかえるなどして管理運営費が下がってきているような、当然施設もございまして。そうすると、そういった場合には当然料金が本来計算すれば下がるということもありますので、そういったことで、施設につきましては全部、実際今かかっている費用を再計算させていただくと。

ここにつきましては、過去3年間ということで、平成27、平成28、平成29年の3年間のかかった費用を平均化させていただいて、そこをもとに実際必要な金額というのは、維持するために必要な金額はいくらになるのかということをもまず積算をさせていただいたところから始めさせていただきたいと思いますので、今回は一律2%上げるということではなくて、全面に料金そのものを積算し直しをさせていただいて、その料金を弾かせていただきますということで、ですから施設によりまして、繰返しになりますが、上がる施設もあれば下がる施設も出てくるだろうというふうに予想をしております。

以上でございます。

笹島委員 今、ちょっと聞いたんですけれども、何十年も見直ししていないのもあるんだということもあると言っていましたよね。そうすると今まで、普通だったら5年とか短いので3年くらいで見直してやっていくという、やっぱり今の主流というのは受益者負担というのが主流になってきていますよね。だんだん、今こういう厳しい状態ですから、税金が入ってこない時代ですから、行政負担というのは前みたいに、全行政負担多かったですよね、受益者が少なかったという、今度やっぱり受益者負担を多くしていくという手法に変えていかないとたないんじゃないの、それは。そう思うんですけれども。

行財政改革推進室長 ありがとうございます。今、委員が言われたとおり、考え方としてはそのとおりだと思います。ですから、そういったものも考慮をさせていただきながら、なおかつ、やはり激変緩和ということで、市民の方に一気に金額が上がった場合には当然利用される方の負担が多くなってしまいます。その反面、先ほど委員から言われましたように、実際利用される方と利用されない方がいらっちゃって、市からも税金を投入してその維持をしているということもございますので、そういったことも含めていろいろ精査をさせていただいて、金額のほうは積算をさせていただきたいというふうに考えてございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を11時15分といたします。

休憩（午前11時05分）

再開（午前11時15分）

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席いたしました。

議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例及び議案第41号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第42号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、以上3件は関連性がありますので、一括して議題といたします。

執行部より説明を求めます。

政策企画課長 政策企画課長の益子でございます。ほか3名が出席しております。よろしくお願いたします。では、着座にて説明をさせていただきます。

議案書の63ページをお開き願います。

それでは、議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

記載はございませんが、この条例の概要を申し上げます。

企業が東京23区から本社機能を移転した場合や既に市内にある本社機能を拡充した場合で、資産取得価格の基準などを満たす場合に、固定資産税を3年間一部減免するもので、その場合に市の減収分を国が補填するというものでございます。

下の提案理由でございます。地域再生法及び関係省令の一部が改正され、本社機能移転型事業に限り課税免除を行った場合も減収補填の対象に追加されたことを受け、より一層の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、本社機能移転型事業に限り課税免除を実施するものでございます。

恐れ入りますが、69ページをお開き願います。

改正の理由につきましては、先ほどの提案理由と同じでございます。

改正本文でございます。いずれも法律改正に合わせて改正をするものでございます。まず、第2条の適用範囲でございます。1つ目のポツは適用期限の延長でございます。矢印のところ、令和2年3月31日までに県から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、これはいわゆる本社機能の新增設に係る整備計画でございますが、その認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までに延長するものでございます。2つ目のポツでございますが、本社機能の移転の場合の課税の特例として課税免除を追加するものでございます。

次に、第4条の課税免除及び不均一課税でございます。1つ目のポツは課税免除の適用を受け事業として、矢印のところ、東京都特別区の存する区域から特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備する事業、これはいわゆる東京23区から本社機能を移転して那珂市内に整備する事業ということでございます。それを追加するものでございます。

一番下の附則でございます。公布の日から施行し、改正後の条例は平成31年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、70ページをお開き願います。

議案第41号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

記載はございませんが、この条例の概要を申し上げますと、製造業や道路貨物運送業、梱包業、卸売業の業種の企業が工場等を新增設した場合で、雇用人数や資産の取得価格の基準などを満たす場合に、固定資産税を3年間一部減免するもので、その場合に市の減収分を国が補填するというものでございます。

下の提案理由でございます。原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の関係省令の一部改正に伴いまして、国の減収補填措置の適用期限が2年延長されましたことから、本条例の適用期限を令和3年3月31日まで2年延長するものでございます。

恐れ入りますが、73ページをお開き願います。

改正の理由は先ほどの提案理由と同じでございます。

一番下の附則でございますが、公布の日から施行し、改正後の条例は平成31年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、74ページをお開き願います。

議案第42号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

記載はございませんが、この条例の概要を申し上げますと、先ほどの那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例によりまして、固定資産税が一部減免されたものについて、残りの課税部分をこの条例で課税免除するものでございます。また、先ほどの条例で対象業種とならない情報通信業につきましても、この条例では課税免除の対象としているものでございます。

下の提案理由でございます。市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を引き続き図るため、本条例の適用期限を令和3年3月31日まで2年延長するとともに、対象業種を拡大するものでございます。

恐れ入りますが、78ページをお開き願います。

改正の理由は先ほどの提案理由と同じでございます。

改正本文でございます。2条の定義でございますが、課税免除の対象とする業種につきまして、従前の道路貨物運送業と梱包業をまとめまして、運輸業に改めますとともに、今後の企業立地の可能性を広げるため、新たにコールセンター業、旅館業、植物工場を追加するものでございます。

一番下の附則でございます。公布の日から施行し、改正後の条例は平成31年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

笹島委員 議案第40号の件なんですけれども、これはあれですか、東京23区から本社を移転してきて、こちらに登記してもらって、従業員も連れてきてということで、これは各、国が全市町村にこういうことを、同じことをやっているわけですか。

政策企画課長 まず、内容としましては、東京23区から本社機能、本社機能は事務所とか研究所とか研修所になるわけなんですけれども、それを那珂市内に移転してきて建物を建てます。その場合に対象となるというものでございまして、こちら国の法律に基づいてやっておりますので、全県的に対象となるものでございますが、条例を制定してあれば対象となるという形でございます。

あと、当然本社機能を移転してきますので、雇用というのもふえなければならないということで、5人以上の増加が見込まれるという条件がございます。

以上でございます。

笹島委員 そうすると、規模としてみれば、職種は今言っていたもののほかにいろいろあると思うんですけども、5名以上という、要するに雇用促進が目的だからね、そういうことですね。そうすると、今言っていた、東京から移転をしてきて3年間は固定資産税は免除ということだけであって、あとその同じようなところも、ほかもやっているわけですから、やっぱり競争も生むか

ら、なかなか厳しいということになるのかな、そうすると。

政策企画課長 同じように条例を制定したところにつきましては、同じような仕組みになると思いますので、そこはやはり取り合いということにはなると思います。

笹島委員 那珂市としてはどうなんですか、それは。

政策企画課長 実績としまして、今まで、これ平成28年度から実施しているものですが、実績としてはこれまでは対象になったものはございません。ですので、今後また出てくるかどうかというのはちょっとなかなか見込めないところでありますが、引き続きPRをしていきたいというふうに考えております。

笹島委員 黙ってちゃ何も来ないもんね、アプローチしなければね。そうすると俺、うち会社、東京に登録してあるんだけど、でも、まあ、いいか、そんな話は。すみません。

助川委員 一般質問でも私やらせていただいたけれども、さまざまな優遇措置を打ち出されているわけですが、ほかの自治体さんと特化された形とは言い難いような、優遇措置のような感じは自分自身持っておりますけれども、こういったものの周知に関してはHPに載せるだけという形なんですか。それとも、東京都内の商工会議所とかそういうところに行って、じかに説明をするような機会というような、そういうアプローチの仕方は市のほうでは考えておられないんですかね。

政策企画課長 議員がおっしゃられたような形はこれまでとっておりませんが、県の主催しております企業誘致セミナーといったものにつきましては我々も出向いて行きまして、PRをさせていただいているところがございますが、今後確かにPRしていかなければならないので、いろいろと積極的にはやっていきたいというふうに考えております。

助川委員 本市の那珂西部工業団地を例にとりましても、自然に恵まれた環境の落ち着いたところで、また高速道路のインターにも近い形でかなりの優位性は感じられると、私自身その地域にいて感じるんですけども、そういったものをさまざまなPRの仕方を相手に、企業に、東京なら東京の方々の中小の企業でもいいでしょう、そういう方々に心に響くようなその訴えの仕方を、行動をしていただければなど。

実際、那珂市の商工会の運営状況を見ても、そういったものがされない状況で、文章で、あるいはHPなんかで載せて、インターネット関係を利用してされているということのみで終わっている事業がかなり多いんだよね。そうすると、実質的に実績がまいちつながらないというような事業が本当に多いような感じがするので、そこのところ1歩も2歩も踏み込んで事業者につながるような仕方をこれから組み立てをしていただきながら行動していただきたいと思うんですけども、そういう考えをお示しいただければというふうに思います。

政策企画課長 実は過去には、平成26年度と平成27年度には電源地域振興センターというところに委託をしまして、企業へのアンケート調査などを実施しまして、また平成28年度には東京商工リサーチというところに委託をしまして、那珂西部工業団地に立地している企業の取引先の中から1,000社に対して、新增設とか移転計画の意向調査など実施をいたしまして、その中から市長の

トップセールスなんかも含めまして、企業へのアプローチをちょっと試みようかなと思ったところなんですが、なかなかそこがうまくいかなくて実現はできなかったという経緯がございます。

委員がおっしゃられたとおり、いろんな形でPRをしていく必要が当然ございますので、今後工夫しながらやっていきたいというふうに考えております。

助川委員 ぜひ那珂市の熱意を、おいでいただければこんな特典があるんですよということをしっかりとお伝えいただけるようにしていただいて、もう二十数年間もあそこの1区画5ヘクタールは埋まらない状況なので、ここ近々のうちにぜひ引き合いがあつて、進出される企業においでいただけるような努力を最大限していただきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第40号、41号、42号について一括で採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第40号、41号、42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、常任委員会協議報告案件となります。

第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針について執行部より説明を求めます。

政策企画課長 引き続き、よろしく願いいたします。

常任委員会資料の2ページをお開き願います。

第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針についてご説明いたします。

1、策定の趣旨でございます。急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集積を是正し、将来にわたって活力ある地域社会の維持を目的としまして、平成27年度に第1期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、移住、定住の推進などに資する施策に取り組んでまいりました。

これまでの成果といたしましては、住みやすいまちの評価が定着しつつありますとともに、人口の推移は社会動態の増加傾向を主要因にほぼ横ばいで推移しており、これまでの取り組みの効果が発現しつつある状況でございます。一方で出生者数や若年層の就業率の伸び悩みなど、取り組みの効果が十分に発現していない分野もあり、また第1期戦略の期間が今年度で終了となりますことから、第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するものでございます。

2の策定方針でございます。市の最上位計画でございます第2次那珂市総合計画につきましては、第1期の戦略と整合性を図った計画となっておりますことから、これから策定する第2期の戦略につきましては、地方創生の趣旨である人口減少の抑制や地域の活力維持に資する取り組みのアクションプランという位置づけとしまして、第1期戦略から継続すべき取り組みや、今般、策定いたしました那珂ビジョンの取り組みを加えまして、地方創生関連交付金の活用を念頭に置いた取り組みを中心に策定するものでございます。

計画期間といたしましては、令和2年度から令和6年度までの5年間でございます。また、構成といたしましては、(1)人口の将来見通しなどを記載する人口ビジョン、(2)地方創生に向けた目標設定や取り組みを記載する総合戦略の2部構成で策定してまいります。

3ページをお開き願います。

3の策定体制でございます。

(1)庁内体制といたしましては、市役所の課長補佐等で構成するまち・ひと・しごと部会と事業担当課等で戦略の案を策定いたしまして、市長はじめ各部長で構成するまち・ひと・しごと創生本部において審議等を行ってまいります。

(2)市議会との関係としましては、議会ごとに進捗状況をご報告させていただきまして、ご意見をいただきながら策定を進めてまいります。

(3)市民意見等の反映につきましては、住民の代表などで構成します有識者会議の開催や産業界や地域の団体等とのワークショップの開催などにより、意見を反映してまいります。

下のほうの4、今後の予定につきましては記載のとおりでございますが、市議会の関係としましては、12月に骨子案の提示、来年3月には素案の提示、6月には完成した第2期戦略の報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

4ページでございますが、これは平成27年度に第1期戦略を策定した時点から平成30年度までの実績を比較したもので、これまでの成果を表す代表的な指標でございます。評価としましては、先ほど策定の趣旨で申し上げた内容の繰り返しになりますが、①の住みやすいまちの評価が定着しつつあるとともに、②の人口の推移は③の社会動態の増加傾向を主要因にほぼ横ばいで推移しておりまして、これまでの取り組みの効果が発現しつつあるという状況でございます。

一方で、④の出生者数や⑤の若年層の就業率の伸び悩みなど取り組みの効果が十分に発現しない分野もある状況でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

笹島委員 まち・ひと・しごとというので結構ね、世間的に脚光を浴びたあれだったんですけども、これ平成二十七、八年ごろから始まったのかな、これ。そうするとどうですか、第1期そろそろ終わりつつあるんですけども、目に見えて成果なんかはどうでしたか。

政策企画課長 平成27年度に那珂市のまち・ひと・しごと総合戦略を策定いたしまして、安定した雇

用の創出や那珂市への人口還流、結婚、出産、子育て支援、時代に合った地域の創造を戦略に掲げまして、これらに基づく各種施策を取り組んでまいったところですが、その中では、例えば官民が連携したワンストップ窓口であるよろず相談窓口を設置いたしまして、企業コーディネーターを2名配置して、創業支援と企業支援の体制を構築することができました。

また、移住相談窓口を開設いたしまして、いい那珂暮らし応援団の運営も始めまして、現在498名の応援団いらっしゃいますが、官民協働でのシティプロモーションの体制を構築できたということがございます。

さらに、子育て世帯の費用負担を軽減するという事で、保育料の軽減枠の拡大や小児マル福制度の対象の拡大、また、保育料や学童保育所の受け入れ枠の拡大など子育て支援策も拡充をしております。加えまして、四季を通じて多世代が楽しめる公園を目指しまして、静峰ふるさと公園に遊具やノルディックウォーキングコースを整備して魅力向上を図りまして、入園者数の増加を図ったというところでございます。

それ以外にも多くの取り組みを行ってまいりましたが、このような取り組みを通しまして、先ほどとも重複しますが、住みやすいと感じる市民の割合が上昇しているということと、人口の社会動態としまして増加傾向で推移しているということや、また、その中でも25歳から29歳のいわゆる就業し始めた年齢層、若年層の方が以前は転出超過だったんですが、転入超過の傾向のほうに変化しつつあるといったこともございまして、そういったことを踏まえまして、住みやすい那珂市というか、いい那珂暮らしというものが定着しつつあって、一定の成果が得られているのではないかとこのように考えております。

笹島委員 どの自治体も同じ悩みを抱えていると思うんだよね。これからも市町村間の競争で、狭いパイの中で取ったり取られたりっていう形になってきちゃうと思うんですよ。そうするとある程度の、これ10年くらいかけてやるんでしょけれども、今度は第2期ということで、やっぱり目新しい政策よりもこれの今の形の第1期のものをずっと継続して、こつこつとやっぱり地道に浸透させていくという形をとっていく方針なのかどうかお聞きします。

政策企画課長 第1期総合戦略におきましては、人口減少抑制や地域の活力維持の取り組みを進める中で、那珂市に住んでいてよかったとか、戻ってきてよかった、知ってよかったと、感じてもらえる方をふやしまして、さらなる住みよさの向上、つまりはいい那珂暮らしの実現に向けて第1期では取り組んでまいりましたが、第2期につきましても、引き続きこれらの考え方を引き継いでいくことを基本としつつ、今、国のほうで策定を進めております第2期の国の総合戦略というものがございます。また、今般策定しました「那珂ビジョン」というのもございますので、それらにおける新しい視点なんかも加味をしながら、今年度作業を進めていく中で、第2期としてさらに目指していくものというのを考えていきたいなというふうに考えております。

委員長 ほかに。

助川委員 人口減少に関しましては、当然これは自治体の存続にまでかかわる大きな問題として今国では取り上げられて、地方創生を何とかしようということで動き出しをされているわけですね。

ども、那珂市の場合には県北地区の玄関口とよく言われますけれども、県北の地域が消滅の状況に陥っていくという、那珂市までいい影響は出ないわけですよ。ですから、そのところを、この数字見ますとほぼ横ばいに近いぐらいの形で現在来ているということは、那珂市の場合地の利もあると思うんですよ。高速道路に近いということもありますし、インターに近いということもありますし、さらに加えて平坦な地域、地形上、加えて山林等も大きな面積はない状況の自治体でありますから、そういったことが加味されて何となく住みよさランキングにも反映されてきている数字なのかなという感じは持つんですけども、最小限の形での努力をされている形で持ってきて、何とか横ばいにいるということで私たちは見ているんですけども、財政の中で、特化した形で飛びぬけて危険な状況まで金を投資して、やっている施策ということまでは感じられないけれども、それでも何とか横ばいの形で来ているので、これを維持する上では、維持していかなくちゃならない、また、人口減少の歯どめをゆっくりとさせることということは県北の地域を守るためでもありますし、那珂市のためでもあるということをしっかり頭に置きながら、さらに今後新たな施策を打ち出すというようなことも考えていかなくちゃならない時代だと私は考えているんですけども、そういうことをお考えになってこれからも進んでいかれるのかをお伺いします。

政策企画課長 国のほうの第2期の戦略におきましても、先ほども申し上げましたけれども、ちょっと新たな視点というものを我々のほうも加えていきたいということで考えておりますが、例えば国では人材を育て、活かすという視点や誰もが活躍できる地域社会をつくるといった、ちょっと漠然とした視点ですけども、そういったものを加えながら策定を進めていって、12月ごろに策定をするということでございます。我々のほうもそれを受けまして、その辺も加味しながら、新しい視点も入れながら、新しい取り組みも加えながら取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時42分）

再開（午前11時43分）

委員長 再開いたします。

税務課が出席しました。

議案第35号 専決処分について（那珂市税条例等の一部を改正する条例）及び議案第36号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）、以上2件は関連性がありますので、一括して議題といたします。

執行部より説明を求めます。

税務課長 税務課長の柴田でございます。ほか3名が出席しています。よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます

それでは、議案書の6ページをごらんください。

議案第35号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、那珂市税条例等の一部を改正し、平成31年4月1日から施行するものです。

主な改正内容は、個人の市民税の寄附金税額控除の見直し、住宅借入金特別税額控除の拡充に伴う措置、固定資産税の課税標準特例の見直しと新築住宅等に対する固定資産税減額の適用を受ける際の申告規定の整備、軽自動車税の税率の特例の規定の整備、法人市民税の電子申告義務化に係る規定の整備、法律改正に伴う項ずれの対応を行うものでございます。

次の7ページは専決処分書となっております。8ページから13ページまでが改正条例本文、14ページから35ページまでが新旧対照表、36ページから38ページまでが改正する条例の概要となっております。

それでは、別添の総務生活常任委員会資料に基づきまして、主な改正の内容を説明させていただきます。

別添の資料、タイトルが那珂市税条例等の一部を改正する条例（専決処分について）、3ページのものの両面コピーの1ページ目からになります。

2番目の主な改正内容からごらんください。元号は読みかえになります。

(1) 個人市民税についての改正でございます。

ア、寄附金税額控除に係る改正、平成31年6月1日施行、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とする改正で、第34条の7の関係になります。特例控除対象寄附金とは、総務大臣が定める基準に適合する都道府県等への寄附金でございます。この改正は、いわゆるふるさと納税制度の見直しに対応するための改正でございまして、総務大臣が定める基準とは、返礼品の割合を3割以下とすることと、返礼品を地場産品とすることの2点をいずれも満たすといった基準になります。

イ、住宅借入金特別税額控除（住宅ローン控除の改正）、平成31年4月1日施行、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充、附則第7条の3の2の改正でございます。平成31年10月から平成32年末までの消費税10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除適用期間を3年間延長するものでございます。住宅借入金特別税額控除に係る申告要件の廃止、附則第7条の3の2、当該年度の市民税納税通知書が送達されるときまでに住宅ローン控除の記載の申告書が提出された場合に限り、控除を適用する規定の削除でございます。

(2) 固定資産税についての改正でございます。

ア、固定資産税等の課税標準に係る特例の改正、平成31年4月1日施行でございます。特定施設または指定地域特定施設を設置する工場、または事業場の汚水廃液処理施設に対する固定資産税の課税標準に乗じる市で定める割合、附則第10条の2、現行3分の1を改正後2分の1とする

改正でございます。雨水貯留浸透施設に対する固定資産税の課税標準に乗じる市で定める割合、附則第10条の2、現行3分の2を改正後4分の3とする改正でございます。

ちなみに、先ほどの汚水廃液処理施設及びこの雨水貯留浸透施設につきましては、いずれも現在のところ那珂市に該当する施設はございません。

イ、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告、平成31年4月1日施行、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとするものがすべき申告についての規定、附則第10条の3の改正になります。こちらも現在那珂市に対象はございません。

(3) 軽自動車税についての改正でございます。

ア、軽自動車税の税率の特例、平成31年4月1日施行、軽自動車税のグリーン化特例について規定の整備、附則第16条、グリーン化特例とは軽自動車のうち電気自動車等及び排出ガスの低減等環境に配慮した車種の軽課、課税を軽くする特例でございまして、今回はその延長措置に対応する改正になります。

(4) 法人市民税、ア、法人の市民税の申告納付、平成31年4月1日施行、大法人に対する電子申告の義務化に伴い通信回線の故障、災害その他の理由により電子申告が困難であると認められる場合の措置についての規定、第48条関係の改正でございます。ここに言います大法人とは資本金1億円を超える法人になります。

3、施行期日でございます。平成31年4月1日施行、ただし寄附金税額控除に係る改正規定につきましては、平成31年6月1日から施行するものです。

4、経過措置。市民税に関する経過措置、固定資産税に関する経過措置、軽自動車税に関する経過措置、いずれの税につきましても平成31年度分以後について適用し、平成30年度分までについては、なお従前の例によるものでございます。

議案第35号についての説明は以上でございます。

関連がございますので、議案第36号について、続けて説明させていただきます。

それでは、議案書の39ページをごらんください。

議案第36号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、那珂市都市計画税条例等の一部を改正し、平成31年4月1日から施行するものです。

主な改正内容は、地方税法附則第15条（固定資産税等の課税標準の特例）の新設、項ずれに伴う見直し等による改正でございます。

次の40ページは専決処分書、41ページが改正条例本文、42ページ、43ページが新旧対照表、44ページが改正する条例の概要になっております。

議案第36号につきましては、提案理由と主な改正の内容が同じでございますので、別添による

説明は省略させていただきます。

議案第35号及び議案第36号についての説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

笹島委員 寄附金税額控除による改定って、これふるさと納税のことだよね。そうすると、結構、今問題になっていてね、泉佐野市とか、周りのほうで無茶苦茶な商品券とか何か出しながらやっているんですけども、那珂市はやっぱり3割以内ということ遵守して行って、那珂市のオリジナルのそういう商品というのは、品物って余りないような気がするんですけども、今まで横手市とか何かのものも入れていましたよね。今度そういうのもやっぱりよろしくないという総務省のお達しだと思えるんですけども、どういう形でやっていくんですか、今度は。

税務課長 私ども税務課でございまして、委員のご質問の那珂市に寄付いただいている部分は財政課の所管になりますが、聞くところによりますと、引き続き地場産品を中心に総務省の定める3割以内で返礼品を差し上げているということは確認しております。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第35号及び第36号について一括で採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第35号及び第36号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前11時55分)

再開 (午前11時56分)

委員長 再開します。

続きまして、調査事項について議題といたします。

当委員会では、太陽光発電施設設置時の指導等について条例や指導要綱等の調査研究を行っていますが、この件について昨年9月の委員会で執行部との意見交換等を行った際、執行部からは、現在市では太陽光についての条例や要綱等がなく、市としても危惧しており、条例もしくは要綱

のほうを整理していきたい考えであるとの意見を伺っております。

そのため、本日は、その後執行部での条例や要綱の進捗状況についての説明を受けた後、意見交換を行いたいと思います。また、あわせて下江戸地区の大規模太陽光発電については、事業内容について一度報告を受けておりますが、この件についてもその後の進捗状況について説明をお願いしたいと思います。

それでは、条例や指導要綱等の進捗状況及び下江戸地区の大規模太陽光発電の現状について説明をお願いいたします。

環境課長 環境課長の関でございます。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会資料1ページをお願いいたします。

まず初めに、下江戸大規模太陽光発電の説明からさせていただきたいと思います。

名称につきましては、那珂ソーラーパーク発電所です。所在地につきましては、那珂市下江戸2-3-44番ほか280筆でございます。事業面積につきましては67ヘクタール。開発業者是那珂ソーラーパークです。こちらはヤマサ株式会社と株式会社アフターフィットの共同の事業体になります。施行するのは株式会社アフターフィットエンジニアリングになりますが、こちらは株式会社アフターフィットの100%子会社で、工事の施工、保守を担当する部署でございます。

出力につきましては2万5,000キロワット、約8,500世帯の電気を発電することができるものでございます。実際にこの土地利用につきましては、67ヘクタールのうち発電施設として使うのは36ヘクタール、森林率42%の28ヘクタールは森林として残す計画となっております。こちらに設置する設備でございますが、モジュール、いわゆる太陽光パネルと言われるもので、2メートル掛ける1メートルのものが約8万枚設置される計画です。P E C S、こちらはパワーコンディショナーです。発電電力を変換する装置になります。キュービクル、高圧変電装置です。あとは鉄塔が3基立つ予定です。3基とも東京電力のほうでつくるんですけども、1基についてはこの計画地内ということで、株式会社アフターフィットのほうで費用負担をするようです。

そのほかの施設としましては、容易に入れないようなということでフェンスの設置をする予定です。雨水排水計画につきましては、調整池を3カ所設置しまして、那珂中部用水路へ放流する計画になっております。

開始時期なんですが、およそ3年間を要する見込みで2021年に売電を開始しまして、事業期間としましては20年以上を予定してございます。

2ページをお願いいたします。

経過でございます。平成30年2月に事業概要書の提出が株式会社アフターフィットから環境課のほうにありました。それを受けまして、平成30年3月に定例会の委員会で前回説明させていただいております。

その後の経過でございます。平成30年3月18日に地元説明会としましてらぼーるで開催しております。他法令の関係機関との協議、河川管理者との協議につきましては以前から行われておりまして、今も、現在、進められている状況でございます。

8月に林地開発の事前協議の提出ということで、県央農林事務所のほうに事前協議の提出を株式会社アフターフィットのほうでしております。

那珂市のほうでは農政審議会におきまして、農振除外の審議がされております。11月にも同じく農政審議会のほうで審議がされているところでございます。

年明けまして、1月末、林地開発の事前協議の取り下げがされております。こちらにつきましては、事前協議ができる期間というのが制限されていることと、事業計画の中で土地利用計画と雨水排水計画、こちらのほうが、まとまりがちよっと悪かったということで、再度整理し、再度事前協議をするということでございました。これにあわせまして、農政審議会でも審議していた農振除外の申し出、これについても取り下げをしている状況でございます。

本年度になりまして、4月になりまして、計画のほうはまとまってきたということで、市役所のほうに株式会社アフターフィットのほうで来て、説明会をしています。土地利用計画、雨水計画等、あとスケジュールの提示などもございました。5月に計画が変わったことに伴いまして、地元の説明会ということで、らぼーるで開催されております。

今後の見通しなんですけれども、現在も他法令の関係機関と協議は続いております。予定されているものとしまして、農地転用手続とか、道路工事の施工承認、市道の廃道なんかの手続のための協議が進められるところでございます。河川管理者の協議につきましても、那珂川統合土地改良区の理事会なども今後ありまして、そちらのほうの手続を進めつつ、8月、再度、林地開発の事前協議の提出をして、9月に本申請、12月に県で行う森林審査会のほうに進めて許可の取得をするものでございます。こちらにつきましては、森林開発、林地開発になりますので、林地開発の許可がとれば、こちら太陽光発電ができるというものになります。

3ページをお願いいたします。

3ページのほうで図面をつけさせていただいております。こちら、4月のときに説明をいただいたものの一部でございます。計画変更となっておりますが、こちらは平成31年の1月末現在、取り下げをしたタイミングのときですね。計画が固まらないのでというところの計画でございます。こちらの計画ですと、雨水排水に使う調整池が1カ所設けられておりまして、暗渠管と東平地川を改修しまして、放流をするという計画で進められておりました。こちらにつきましては、11月の農政審議会のほうで断面が大きいと、1秒あたりに5.8トンの水が出るということは下流の農地に影響を及ぼすのではないかとということで、懸念の声が上がっておりました。

4ページをお願いいたします。

こちらの図面につきましては、現段階の計画の図面となっております。変更になっている点でございますが、調整池なんですけれども、3カ所を計画しまして、各調整池に流れさせる導水というんですかね、導水のほう見直しまして、調整池を3カ所設けることとしました。これによりまして、放流する量が0.2トンまで抑えることができる計算で計画されております。

こちら、放流の量が調整できたことによりまして、東平地川のほか那珂中部用水路、どちらにも流せるというふうな量になったことから、土地改良区と協議をして放流先の変更を進めている

ところでは。

この株式会社アフターフィットという会社なんですけれども、北海道とかでも太陽光やっているところがございます。北海道のある市町村と環境保全の協定書というものを結んでおります。那珂市ではどうしますかということで、株式会社アフターフィットのほうから打診があったところではございますが、那珂市では那珂市環境基本条例、この中で、協定書、環境保全の協定の締結というところがございますので、そちらのほうで協定を進めていきたいと考えております。

下江戸太陽光発電についての説明は以上です。

委員長 これについて、皆さんございませんか。

助川委員 これ1年以上前に那珂川統合土地改良区との協議がありましたよね。平成30年の4月ですか、この事業を計画された形の中で、協議をされたような記録が残っておりますけれども、お示しいただいておりますけれども、この時点ではそういうお話し合い、今回の放流先、雨水排水の件の話し合いまではされていなかったんですか、これ、最初の時点は。そういう交渉はされていなかったんですかね。

環境課長 一番最初の計画のときには、実は今お示した2つの計画以前にもいくつかの計画がありました。そのときには、周りを大きな擁壁で囲む、中は平らにしちゃって発電する面積を多くしようというのが一番最初の計画がございまして、このときは、やはり平らにしちゃうので面積が大きくて、受ける水の量もどうしても多くなる、流す先も1カ所であるということの想定でやっていたので、東平地川のほうの改修をしながら、そこに持っていく暗渠の方法とかという以前から、これ4月からというふうにちょっと書かせていただいておりますけれども、それ以前の平成27年のころから協議は進めているようです。その協議を進めている中で、計画が変わるたびに那珂川統合土地改良区のほうとは協議をしていると聞いてございます。

以上です。

助川委員 だから、今回変更した形の計画も最初の時点、平成30年からの4月と書いてありますけれども、その以前の協議なんかも那珂川統合土地改良区ともあったんですか。

環境課長 こちらの協議自体は、計画が変わるたびに協議をしていることだと思いますので、それ以前にこの工法による協議はされていないと思います。

助川委員 そうすると、この記載されている時期の協議までは今回の変更になるような雨水排水を考えているんだということの話し合いは那珂川統合土地改良区とはされていなかったというふうに理解してよろしいんですか。

環境課長 そうではございませんで、雨水排水計画で土地改良区さんと協議は継続的にずっと、平成27年のころからしているということではございます。今現在も協議をしているということではございます。

以上です。

助川委員 そうしますと、今回この変更届け出を提出されてきたということは、感觸的には那珂川統合土地改良区の了解が得られそうだというふうに考えて、これは計画書を市のほうに提出された

ということの理解でよろしいんですか。

環境課長 はい、そのとおりでございます。

助川委員 そうしますと、雨水排水ですから、当然調整池に流れ込んだものだけが雨水になるわけじゃなくて、そこに調整池のほうに行かない雨水もあるわけだよね。その流れていく方向というのは当然、傾斜に沿って水、雨水のほうは流れてくると思うので、全く、全面的にこちら、今までの計画を東平地川にということでしたら、傾斜地に沿っていたから、大体、ほとんどがこちらに流れてくるということを想定できたんだけれども、でも一部の雨水に関しましては、傾斜に沿ってやはりこちら側にも影響を及ぼすことは当然想定内だと思うので、その辺のところは事業者はどういうふうにご考慮されているんですかね。

環境課長 事業者が考えていることをということでございますが、現計画の図面を見ていただきたいんですけども、調整池が3つあります。左から1番、2番、3番とした場合に、それぞれに水は集まっていくところなんですけれども、こちらの右のところにも記載がございますように、ポンプで3番目の調整池に上げるということでございます。なので、一番低いところというのが2番の調整池が低いと思われそうですが、こちらから若干高さが13メートルほど高いところではあるんですけども、3番のほうの調整池のほうにポンプで圧送する、それを管理するシステムも配置するとのことでございます。

以上です。

助川委員 それは、最終的にそのポンプアップするところまで流れを想定しているんだということはあるわけなんですけれども、あと途中の雨水が完全にシャットアウトできるのかということもあるわけですね。傾斜に沿ってその調整池のほうに最終的な部分まで完全にそのほかに流れないようにして工事を予定されているということではないでしょうかから、ある程度は傾斜の部分は傾斜に沿って県道側のほうに流れてくることは想定した上での計画なんだろう、これは。

環境課長 そのように聞いてございますが、細かい点につきましては、会社のほうに今後確認してまいります。

以上です。

助川委員 そうすると、これ、3つの調整池の部分に関して、あるいは最終的なそのポンプアップする部分、全ての量を、雨水を、どのぐらいのパーセントここに流れ込むかわからないけれども、全て那珂川統合土地改良区の本線である用水のほうに流し込むという計画が今日お示しいただいている計画書なんですか、これは。

環境課長 そのとおりでございます。

副委員長 この3ページの地図で、ちょっと基本的なことを聞きますので。この黄色と赤というのかな、この分けているところ、何で分けているのかな、これは。

環境課長 切り土と盛り土でございます。

副委員長 盛り土。

環境課長 高いところを削って、平らにして……

副委員長 じゃ、黄色は。黄色の部分が。

環境課長 黄色いところが盛り土と聞いております。

副委員長 では、その紫は。

環境課長 申しわけございません、こちらで今ちょっと確認がとれないんでございますが、赤いところを削って黄色いところを平らにすると。紫色のところは、伐採して根っこを残す、平らにはしないけれども、根っこを残すというふうに言っていたと思われま。

副委員長 じゃ、この緑の部分は。

環境課長 緑の部分につきましては、残地森林ということで、そのまま残す形になるところでございます。

委員長 そのほか、ございませんか。

君嶋委員 反対者がいるということなんですけれども、何名ぐらい、まだここで契約とかそういう、できていない方もいるということでしょうから何名ぐらいいるのか。

環境課長 反対者の方が一、二名いるとは聞いてございます。

君嶋委員 一、二名で、またいろいろと裁判とかかけて、契約までいっていないという人も入れての一、二名なんですか。

環境課長 反対者の方ということで、2名と聞いております。そのほかに、相続、未相続の方がいらっしゃるということで、そちらのほうは時間的制約もあって、諦めようかなというような感じのことを言っていたと思います。

君嶋委員 何名ぐらいいるかというのはわからないんですか、そこまでは。

環境課長 この場においてはちょっとわからない状況です。

委員長 ほかにございませんか。

助川委員 これ当然、今度そういう計画変更になってきますと、瓜連の地域側傾斜地抱えていますので、そちらのほうの説明会とかというのも開いていただける、住民説明会があるんだから、予定されているんですかね。

環境課長 5月に行われた説明会がございましたので、そのときに説明していると思います。

助川委員 具体的に言うと地域は瓜連の地域も入った形での説明会ですか。地権者だけの説明会ですか、それとも。

環境課長 地権者説明会とは聞いてございません。地元説明会ということで聞いてございます。

助川委員 だから、関係の地域が今度出てくるわけだから、新たに。今度は。そちらの高い側にポンプアップする形で、飲み込める量を当然どんな大雨であっても調整池で調整しながら放流してくんではしょうけれども、その辺のご了解、安心をいただくようなことも、しっかり事業者側はされないと、途中で住民の方々の反対運動なんかみたいなの起きちゃうと、事業進捗に当たっても支障が出ると思うんだけれども、その辺のところ事業者どんな考え持っているんですかね。

環境課長 そちらにつきましては確認しておこうと思います。

助川委員 常に農政審議会等でも今日の異常気象による大雨の降り方は以前のが参考にならないよう

な大雨になることが想定されているので、そういうことから安全面はどうかということが常にこの排水問題に関しては取り上げられて、事業者との意見の対立があったので、その辺のところをしっかりとクリアさせて了解いただけないと、計画どおりのスケジュールどおりの事業進捗は望めないと思うんですよね。その辺のところを、当然今まで数年間、事業者側、関係地権者をはじめ地域とのそういう説明会をされてきたので、感じとられていると思うんだけど、今後もそういう新たな計画変更になるわけだから、しっかりとそういうものを進めていただいて、事業を進めていただくことを想定した上で進めていきますよという届けなんでしょうから、事業者は。今回、これ。

環境課長 計画変更の説明が4月にありまして、5月に住民に対して説明をするという話で説明が行われたという報告は受けております。

助川委員 その説明会の席上でのその反応はどういう反応だったのかも聞いていますか。

環境課長 議事録というものをいただいております。その中で、那珂中部用水路のほうで下流域には農地、田んぼとかがございますので、いつも水が流れると田んぼを乾かしたいときもあると、そういうときには困るんだよねというふうな意見は出ておりました。ただ、那珂中部の用水路からそちらのほうに、田んぼには行っていなかったようで、そういうふうな説明を事業者のほうですというふうな話は聞いております。

助川委員 これ、雨のことを考えた場合は、通年通して今度用水に放流されることになるわけだから、調整池から、たまってくれば当然放流する形になるでしょうから。今まではね、田んぼ、那珂川統合土地改良区の関係のところはもう作付け、収穫が終われば水が当然かかれた形で、用水はね、そういう形でいたんだけど、今度は通年を通して、1年中雨が降れば調整池の、その保全するために放流をされるような形になるでしょうから、それによつての影響とか、そんなものこれから出てくるでしょうから、当然そういう関係地権者の方々への説明等も、自然に那珂川統合土地改良区で流末がとまっちゃっているところもありますからね、放流が決まらないで、流末処理がなっていないで、ぼつとこう、そこでとめられて、そこで終わりになっちゃっているような場所もあるので、そういうところまで今度は影響が出てくると想定されるので、私らのところだと中谷原地域なんかそういう場所にあるので、その辺ところの説明なんかね、これはいただかないと、本当に住民の了解が得られるのかという感じしますけれども。これから進めていく上で、さらにそういった関係の方への説明会をやりますというようなことも、事業進めていく上でまだあるんでしょう、これ。

環境課長 そちら説明会を開くということは聞いてございません。今現在、そちらの放流先については、図面にも書いてございますように、那珂川統合土地改良区のほうと協議を進めていくということでございます。下流域の地権者につきましては、那珂川統合土地改良区のほうで把握していると思いますので、そちらのほうは、その協議の中で進められるものと考えております。

以上です。

助川委員 とにかく、正常な形でそういう会議を経て、住民にしっかりと丁寧な説明をしていただきました

いということをして市のほうではご指導いただきたい、那珂川統合土地改良区のほうにね。それをお願いします。

環境課長 事業者のほうにも、その旨伝えたいと思います。

副委員長 この地図で見ると、那珂中部用水路よりも北側だけですよね、パネルが設置されるのはね。造成するとか。ということは、東平地川にはいかないですよね。東平地川今まで同じ流量で維持できるということになりますよね。

環境課長 はい、そのとおりでございます。

(複数の発言あり)

委員長 暫時休憩いたします。

休憩 (午後0時30分)

再開 (午後0時31分)

委員長 それでは再開いたします。

それでは休憩いたしたいと思いますので、執行部にまことに申しわけございません。

再開を13時15分といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後0時31分)

再開 (午後1時15分)

委員長 再開いたします。

またね、午後にまたがって、まことに申しわけありません。よろしく願いいたします。

下江戸地区の大規模太陽光発電については、皆さんそろそろご意見のほうはよろしいでしょうか。

環境課長 午前中に図面について質問された件について、ちょっとご報告したいと思います。

3ページの図面で、黄色い部分と赤の部分と紫の部分ということのご質問がありましたことを説明します。

黄色の部分は造成するということで盛り土になります。赤のところは切り土になります。紫のところは伐採はするけれども伐根はしない。伐採、木は切るけれども根っこは残す、そしてパネルを乗せるというふうなエリアでございます。この造成につきましても、平らにするわけではなくて、地形を生かした形でパネルをとめられる、くいがとめられるような程度の造成で、形状は生かしていく形というふうな計画でございます。

以上です。

委員長 下江戸地区については以上で、なければ、条例や指導要綱等について執行部より説明をお願いいたします。

環境課長 それでは、条例、要綱の件についてご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

5ページで、仮称とさせていただいておりますけれども、那珂市太陽光発電の適正な管理に関

する指導要綱としています。こちら要綱とさせていただいた経緯なんですけれども、条例の制定というところをちょっと一から整理しました。

条例の制定については、憲法の規定によって法律の範囲内で条例を制定することができるとなっております。条例については、法律に基づいて義務、権利を制限するものであると解釈しています。そのほかに土地の利用が出てきますので、こちらのほうの土地利用に対する規制については、憲法の29条の1項で、財産権はこれを侵してはならない、他人の財産を規制する条例はつくれないというふうに解釈しております。これによりまして、今回は要綱という方向でルールをつくろうと考えております。

では、1番、背景、目的でございます。再生可能エネルギーの買い取り制度が創設されてからさまざまな問題が出てきているところでございます。これによりまして、適切な管理、運営を行わないことによって、土地、土砂の流出や周辺環境への配慮による設計変更、さらには災害により破損した太陽光電池モジュールにより感電等の問題が顕著化している背景がございます。要綱の目的でございますが、太陽光施設の適切な管理について必要な事項を定めることにより、地域環境の保全を図り、もって市民の良好な住居環境を維持することを目的としております。

2番につきましては、今のところ令和2年1月1日に開始できるようなことで準備を進めております。

主な内容でございます。太陽光施設の設置者、管理者の責務のほうを定めてまいりたいと思います。

次の丸ポチでございますが、対象のものについては、太陽光発電施設50キロワット、面積にしますと500平米以上の設置者について規定したいと思っております。

6ページをお願いいたします。

対象設置者の計画書の提出、次の丸ポチとして廃止時の提出ということで、届け出関係を出していただくというものです。これにつきましては、太陽光発電設置等計画書とか、そのほかには工事着工届、運用開始届、承継届、管理者が変更されたときの変更届、状況などを求める状況報告書、状況を今度は相手方から報告していただく報告書などを出していただくようなことを考えてございます。

次に、環境保全に関する協定でございます。こちらに関しては那珂市に那珂市環境基本条例というものがございます。こちらの11条で環境保全に関する協定を結ぶことができるとされていますので、こちらのほうで協定のほうを結んでいければと考えております。

内容につきましては、設置時管理に関する事項とか、②として公害に関する事項、③番、災害時、廃止後の措置に関する事項について協定のほうを結べればと考えております。

勧告、公表につきましても、こちらのほうの協定書の中でうたっていければと考えております。

経過措置につきましては、住民説明とか対象設置の責務、計画書の提出も含むものについて、いつから対象とするかというところを決めてまいりたいと思います。こちらにつきまして要綱で説明してございますが、もう少し細かい要領というのが必要なのかなと思っております。

そのほか様式についても、設けることで、本当に大まかなんですけれども、たたき台的なところまで今来ている状況です。この後、県の環境政策課等にちょっと相談に行こうかと考えております。この要綱の効果とか、あと法律上抵触していないかなど等相談しまして、その後、市のほうの例規審査会、あと庁内の会議ですね、そのほか環境審議会のほう、意見を聞いて制定のほうを進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

委員長 説明が終わりました。

それでは、何か確認したいことやご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

助川委員 このちょっと説明をいただきたいんですけれども、太陽電池モジュールというのは、これパネルのことは違うんですか。背景のところですね、一番最初の。

環境課長 パネルのことです。

助川委員 そのパネルが仮に台風とか大風なんかで壊されて、ふっとんで、それでもって、そのパネルがあると発電しちゃうということによる感電等ということなんですか、これ。

環境課長 そのとおりです。

助川委員 実際にそういう事例はあるんですか、報告数。

環境課長 市内においてはございません。全国的にはあるようです。

委員長 そのほか。

笹島委員 これは、なかなかその条例というのはつくれないんですか。やっぱり先ほど言っていたとおり、どうしてもこの指導要綱という形のものになってしまうのか。

環境課長 条例については義務を課したりとか、権利を制約したりということが出てきますので、上位法の法律の範囲内でなければいけないというふうに解釈されると思います。なので、上位法についてはFIT法、こちらFIT法のほうは買い取り制度を規定しているものであって、要は制約とか何かを防止しようという意図で作られている法律ではないので、その法律の範囲内ということになると、法律にないことを条例で規制することになってしまうので、ちょっと厳しい状況かなと思います。

笹島委員 じゃ、ほかの市町村というのは、景観条例とか環境保全条例とかという、そういうものをつくって、あれしているわけ、それは。

環境課長 そうでございます。一番、顕著にわかりやすいのはつくば市ですかね。茨城県で、裁判で負けちゃった件なんですけれども、あちらにつきましては景観条例、自然保護法の規定に基づきということをやったって、そこにはつくってはいけないという形にしています。つくば市ではガイドラインをつくって、ガイドライン要綱という形のものをつくって運用しているような状況でございます。

以上です。

笹島委員 こちら辺ではやっぱり筑波山に大規模な、今言った太陽光をつくる予定、4つほどかな、あったとちょっと聞いているんですけれども、実際は1つくらいしかできなかったかどうかとい

う、成功した例があるんですけども、あれは国定公園だからね、県とのやりとりしなきゃいけない部分あったんでしょうけれども、今度、那珂市については、やはり今言っていた環境保全とか森林保全とかということ、先ほどの話と矛盾しちゃうんですけどもね、森林もやっぱりあれしなきゃいけないという、今度は土砂崩れも出るし、それからパネルも今度放置されているのではないかという懸念もされるしと、いろんなものの維持管理というのが一番大事だと思うんですよ。

ですから、その引き続き見守っていくという、市としての生命と安全とそういう環境というのは市役所の役目だと思うんですけども、そういうものを盛り込んでいかなければ、ペナルティーということに、市のこの要綱に書いてあるというペナルティーというのは、氏名等が公表できるくらいと、このくらいでやっぱりおさまっちゃう、終わってしまうというあれかな。

環境課長 要綱についてはペナルティーを科すことはできません。なので、協定を結んだ中で、協定の中で約束をしていく、約束をして、約束を破られた場合にはそれなりの措置をとるしかないというのが現状でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、意見交換等を終結いたします。

先ほど、執行部より説明がありましたけれども、太陽光設置時の指導等については指導要綱ということでしたいということですが、皆さんご了解いただけるでしょうか。

笹島委員 これ何とかならないの。これじゃ、とてもじゃないが。協定云々でさ、お互い紳士協定云々みたいなものでしょう。大丈夫なの、これで。

環境課長 紳士協定というのは、会社側が私これやりますということであれば紳士協定になります。お互いに協議をして、これでいだろうということになると、契約説という説になるらしく、それによって民法上の効力が出るというものでございますので、今現状としてきっちり縛ろうということであれば、お互いに約束をするという方法が環境に関することでは一番多いところです。

それで、太陽光とはちょっと外れるんですけども、公害防止協定なんかもそういうふうな中で、法律で拾えないところは協定で拾っていくというふうな形をとっておりますので、太陽光についても公害が出るかもしれないということも踏まえまして、そちらのほうの環境保全に関する基本協定というのを結んでいく方向で考えています。

笹島委員 その環境保全協定ということで結んでいくということで、それは今言っていた公害防止なんかも入るのそれは。別ものでしょう。

環境課長 公害防止協定と、もともと公害防止法という法律がありまして、それに基づいて進んでいったというふうな経緯があります。公害防止法というのが今は環境保全法に変わっていますので、意味合い的には環境保全法の中で公害防止の協定を結ぶとか、今回の協定を結ぶことでちょっと考えています。

笹島委員 じゃ、その今言っていた一番心配なのはね、もちろん土砂崩れとかね、いろんなそういう

森林破壊とかという、それは環境保全のほうの協定のほうでオーケーだと思うんですけども、今言ったように今度はパネルの放置ね、これ全国的な問題だと思うんですけどもね、20年くらいかな、今のところもつといわれているのはね、そういうこともその中に含まれているわけだ、そのあれは。

環境課長 協定書の中に盛り込んでいきたいと考えています。

委員長 ご理解いただけましたか。

ほかに。

(なし)

委員長 なければ、この調査事項については今後とも委員会の中でまとめていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 執行部をお願いしたいんですけども、下江戸とこれについてもいろいろ進捗状況次第で報告いただければと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は環境課の皆さん、説明まことにありがとうございました。ご苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

休憩(午後1時32分)

再開(午後1時33分)

委員長 再開いたします。

続きまして、「議員と語ろう会」について協議を行いたいと思ひます。

5月28日に開催いたしました議会運営委員会で、「議員と語ろう会」について検討した結果、委員会ごとのテーマ及び出席者の調整等について決定が必要となりますので、本日の委員会で協議したいと思ひます。

初めに、今回の当委員会のテーマについて協議したいと思ひますが、委員の皆様から何かご意見等ありましたらば、お願ひしたいと思ひます。

どういふテーマがよろしいでしょうか。前回は「防災と環境について」がテーマだったんですけども。防災と環境、環境といえば幅広くありますからね、道路も含めてごみ処理から何からいろいろありますけれどもね。そうですか、じゃ、前回と同じということではよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、テーマについては「防災と環境について」と決定いたします。

あと、続きまして、出席者の調整、役割分担なんですけれども、7月27日土曜日、28日日曜日となるわけなんですけれども、出席者は3名ずつ今までどおり分けてということなんですけれども、どうしましょうか。

助川委員 正副委員長にお任せで。人員の配置含め。

委員長 よろしいですか。

暫時休憩いたします。

休憩（午後1時37分）

再開（午後1時40分）

委員長 じゃ、再開いたします。

まず、7月27日の語ろう会は受付が萩谷、司会が助川委員、記録、君嶋委員、28日日曜日、受付が綿引委員、司会が笹島委員、記録が勝村副委員長ということに決定したいと思います。よろしくお願いたします。

本日の議題は全て終了いたしました。

以上で総務生活常任委員会を閉会といたします。

長時間にわたり、まことにご苦労さまでした。

閉会（午後1時41分）

令和元年 8月26日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 萩谷 俊行